

地域医療連携推進法人設立等事業費補助金交付要綱

(通則)

第1条 地域医療連携推進法人設立等事業費補助金（以下「補助金」という。）は、予算の範囲内において交付するものとし、秋田県財務規則（昭和39年秋田県規則第4号）の規定によるほか、この交付要綱の定めるところによる。

(目的)

第2条 補助金は、複数医療機関による再編等に向けた取組に対して支援を行うことにより、医療機関相互の役割分担と連携強化を促進し、医療を効率的に提供できる体制を構築することを目的とする。

(補助対象者)

第3条 補助金の対象となる事業者（以下「補助対象者」という。）は、秋田県内に主たる事務所または住所を有する次の者とする。

- (1) 地域医療連携推進法人
- (2) 地域医療連携推進法人の設立に向けた取組を進める病院または診療所を中心としたグループの代表者

(補助対象事業)

第4条 補助対象事業は、補助対象者が行う医療機関相互の機能分担や連携強化を推進するための事業及び地域医療連携推進法人の設立に向けた計画を策定する事業とし、地域医療連携推進法人設立前後の3年間に実施する事業に限るものとする。

(補助対象事業費)

第5条 補助対象事業費は別表のとおりとする。

(補助金の額)

第6条 補助金の額は補助対象事業費の合計に2分の1を乗じた金額とする。ただし、上限を200万円とし、算出された額に千円未満の端数が生じた場合はこれを切り捨てるものとする。

(補助期間)

第7条 補助事業の実施期間は、交付決定通知があった日から当該年度の3月31日までとする。

(交付申請)

第8条 補助を受けようとする者は、令和7年12月26日までに交付申請書（様式1）を知事に提出するものとする。

(交付決定)

第9条 知事は、前条の交付申請について審査を行い、補助金を交付することが適当と認める場合には、補助金等交付決定通知書（様式2）により通知するものとする。

(補助金交付の条件)

第10条 知事は、補助金の交付を決定するにあたって、次に掲げる条件を付するものとする。

- (1) 補助金を目的以外に使用しないこと。
- (2) 補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、次に掲げる場合は様式3によりあらかじめ知事の承認を受けなければならない。
 - ア 事業に要する経費の配分の変更（軽微な変更を除く。）をする場合
 - イ 事業の内容の変更（軽微な変更を除く。）をする場合
- (3) 補助事業を中止又は廃止する場合は、様式4により速やかに知事の承認を受けなければならない。
- (4) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならない。
- (5) 補助事業者に係る証拠書類等の管理については、次によるものとする。
 - ア 補助事業者が地方公共団体の場合
補助事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした様式5による調書を作成するとともに、事業に係る歳入及び歳出について証拠書類を整理し、かつ調書及び証拠書類を事業の完了の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。
 - イ 補助事業者が地方公共団体以外の場合
補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整備し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を補助事業完了の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。

(変更交付決定)

第11条 知事は、前条（2）の承認の申請があったときは、秋田県財務規則第248条の規定に基づき交付の決定を行い、秋田県財務規則第250条の規定に基づき様式6により補助金の変更交付決定を通知するものとする。

(実績報告)

第12条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、事業の完了の日から起算して1月を経過した日（第10条（3）により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知を受領した日から1月を経過した日）又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までに、様式7による事業実績報告書を知事に提出しなければならない。

(補助金額の確定)

第13条 財務規則第256条の規定により、交付すべき補助金等の額を確定したときは、様式8により補助事業者にその旨を通知するものとする。

2 知事は、確定した補助金の額が、交付決定額と同額である場合は、前項の通知を省略することができる。

(補助金の請求)

第14条 補助事業者は、補助金の支払いを受けようとするときは、請求書（様式9）を知事に提出しなければならない。

(仕入控除税額の報告)

第15条 補助事業者は、補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が発生した場合は、様式10により速やかに知事に報告しなければならない。

なお、補助事業者が全国的に事業を展開する組織の支部（又は一支社、一支所等）であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部（又は本社、本所等）で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。

2 知事に報告があった場合には、当該仕入控除税額の全額又は一部を県に納付させることがある。

(財産処分の制限等)

第16条 補助事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに財産の価格が単価50万円（民間団体にあつては30万円）以上の機械及び器具については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、知事の承認を受けないでこの補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄、取り壊しをしてはならない。

2 知事の承認を受けて、その財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。

3 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産は、補助事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。

附則

この要綱は、令和7年7月1日から施行する。

別表

補助対象事業費	対象となる費用
(1) 地域医療連携推進法人の運営に必要な費用	会議費、専任職員等の人件費、備品費、消耗品費、役務費、使用料及び賃借料 等
(2) 連携事業の推進にかかる費用	会議費、研修費、謝金、旅費 等
(3) 地域医療連携推進法人の設立のための計画策定に必要な費用	専門家謝金、委託料、会議費、旅費、法人登記費用 等
(4) その他知事が必要と認める費用	